

平成28年6月20日

ご投資家の皆さまへ

みずほ投信投資顧問株式会社

## 「公社債投信（1月号～12月号）」の信託報酬率の見直しについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、日本銀行のマイナス金利政策導入を受けた「公社債投信（1月号～12月号）」（以下「各ファンド」といいます。）の運用利回りの低下への対応として、運用管理報酬（信託報酬）の下限料率について見直しを行う予定ですので、お知らせいたします。

敬具

記

### 1. 変更内容

各ファンドは、年率換算収益率が0.25%を下回った場合に適用される運用管理費用（信託報酬）について、無担保コール翌日物レートの平均値（月次の各営業日の平均値）に応じ、年0.0203%から年0.2544%の範囲で定める率としています。

今後も公社債市場の利回り低下の継続等、運用環境は一段と厳しくなることが予想されることから、平成28年7月30日より、年0.0010%から年0.2544%の範囲で定める率に変更し、実質的な運用管理報酬（信託報酬）の下限料率について見直しを行う予定です。

運用管理費用（信託報酬）の下限料率		配分		
		委託会社	販売会社*	受託会社
平成28年7月29日まで	年率0.0203%	年率0.00542%	年率0.01288%	年率0.0020%
平成28年7月30日以降	年率0.0010%	年率0.00020%	年率0.00070%	年率0.0001%

※販売会社の運用管理費用には消費税等相当額を含みます。

### 2. 変更理由

日本銀行のマイナス金利政策導入を受けた運用利回りの低下への対応のため。

### 3. 変更日（適用日）

各ファンド、平成28年7月30日より適用します。

以上